②　当該資産除去債務の金額の算定方法

係留施設に係る原状回復義務は、平成21事業年度までに、「原状復帰引当金」として見積金額の全額を計上したため、割引計算は実施しておりません。また、ＧＴＬ実証研究プラントに係る金額の算定にあたっては支出発生までの見込み期間を半年間と見積もり、割引率は0.109％を使用しております。

③　当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	311,927,000円
有形固定資産の取得に伴う増加額	0円
時の経過による調整額	73,000円
資産除去債務の履行に伴う減少額	312,000,000円
期末残高	0円

⑵　資産除去債務のうち貸借対照表に計上していないもの

金属資源技術研究所の原状回復義務について

当法人は、金属資源技術研究所の土地について、地方公共団体と「土地の転貸借に係る借地契約」を締結しており、当該借地契約に基づく退去時の原状回復に係る債務を有しております。

当研究所は、地方公共団体が運営（金属鉱業に関する技術の研究開発、研修、交流事業）している施設の一機関として他の機関と連携して技術の研究開発事業等を行っており、当研究所の退去については、当法人の裁量だけでなく、地方公共団体等の総合的判断を考慮して実施されるものであり、その時期については現在未確定の状況であります。

このようなことから、賃借している土地にある建物の撤去及び退去の時期を決定することができないため、資産除去債務を合理的に見積もることができません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

９．不要財産の国庫納付等

不要財産に係る国庫納付等については、次のとおりであります。

⑴ 不要財産としての国庫納付を行った資産の種類、帳簿価額等の概要	現金及び預金（海外支所公用車の譲渡等に伴い保有する資金）	現金及び預金（菊間国家石油備蓄基地の係留索の譲渡に伴い保有する資金）	機械装置（ＧＴＬ実証研究事業（ＦＴ合成技術の研究開発）で取得した設備）
	帳簿価額：22,252,033円	帳簿価額：35,000,000円	帳簿価額：27,596,482円
⑵ 不要財産となった理由	海外支所の公用車の譲渡等に伴い保有する資金について、今後使用する見込みがないため	菊間国家石油備蓄基地の係留索の譲渡に伴い保有する資金について、今後使用する見込みがないため	天然ガスを液体燃料に変換するＧＴＬ実証研究事業（ＦＴ合成技術の研究開発）の終了に伴い、この事業で取得した設備が不要となるため
⑶ 国庫納付の方法	独立行政法人通則法第46条の２第１項に基づく現物納付	独立行政法人通則法第46条の２第１項に基づく現物納付	独立行政法人通則法第46条の２第２項に基づく譲渡収入による納付
⑷ 譲渡収入による現金納付を行った資産に係る譲渡収入の額	—	—	14,175,861円
⑸ 国庫納付に当たり譲渡収入により控除した費用の額	—	—	—
⑹ 国庫納付の額	22,252,033円	35,000,000円	14,175,861円
⑺ 国庫納付が行われた年月日	平成24年９月24日	平成24年９月24日	平成24年10月３日
⑻ 減資額	22,252,033円	35,000,000円	—

⑴ 不要財産としての国庫納付を行った資産の種類、帳簿価額等の概要	機械装置（枯渇油ガス田および微生物を利用した天然ガス鉱床の再生に関する研究で取得した設備）	機械装置（中・小ガス田／油田随伴ガス向け環境対応高効率井戸元発電システムで取得した設備）	機械装置（ジメチルエーテルからのプロピレン製造プロセスの開発で取得した設備）
	帳簿価額：1,005,363円	帳簿価額：2,560,185円	帳簿価額：543,516円
⑵ 不要財産となった理由	枯渇油ガス田および微生物を利用した天然ガス鉱床の再生に関する研究開発事業の終了に伴い、この事業で取得した設備が不要となるため	中・小ガス田／油田随伴ガス向け環境対応高効率井戸元発電システムの研究開発事業の終了に伴い、この事業で取得した設備が不要となるため	ジメチルエーテルからのプロピレン製造プロセスの研究開発事業の終了に伴い、この事業で取得した設備が不要となるため
⑶ 国庫納付の方法	独立行政法人通則法第46条の２第２項に基づく譲渡収入による納付	独立行政法人通則法第46条の２第２項に基づく譲渡収入による納付	独立行政法人通則法第46条の２第２項に基づく譲渡収入による納付
⑷ 譲渡収入による現金納付を行った資産に係る譲渡収入の額	1,462,000円	3,580,280円	836,000円
⑸ 国庫納付に当たり譲渡収入により控除した費用の額	—	—	—
⑹ 国庫納付の額	1,462,000円	3,580,280円	836,000円
⑺ 国庫納付が行われた年月日	平成25年３月27日	平成25年３月27日	平成25年３月27日
⑻ 減資額	—	—	—

⑴ 不要財産としての国庫納付を行った資産の種類、帳簿価額等の概要	機械装置（ゼオライト膜等を用いる天然ガスの高効率変換・利用技術の開発で取得した設備）	機械装置（燃料電池自動車用ＤＭＥ低温水蒸気改質システムの開発で取得した設備）	機械装置（新規接触酸化法による天然ガスの高効率な改質技術の実用化研究で取得した設備）
	帳簿価額：902,257円	帳簿価額：1,106,724円	帳簿価額：899,338円
⑵ 不要財産となった理由	ゼオライト膜等を用いる天然ガスの高効率変換・利用技術の研究開発事業の終了に伴い、この事業で取得した設備が不要となるため	燃料電池自動車ＤＭＥ低温水蒸気改質システムの研究開発事業の終了に伴い、この事業で取得した設備が不要となるため	新規接触酸化法による天然ガスの高効率な改質技術の実用化研究事業の終了に伴い、この事業で取得した設備が不要となるため